



# 10月から変わります 「集団資源回収」の仕組み

スタートまで2か月を切りました！

後編

## 新

聞や空き缶などを資源物として集める「集団資源回収」。今月の焦点では7月号に続き、新しい仕組みへの理解を深め、スムーズに移行するため、市民協力団体が行う手続きなどを具体的にお知らせします。

町内会などの市民協力団体が進める手続きなどの準備

1

回収方法などを考えます

「集団資源回収」に参加する団体は、地域の状況（団体の規模や保管庫の有無など）にあわせて回収方法（表1）を検討しましょう。

2

登録回収事業者と協議します

登録回収事業者（表2）に連絡し、<sup>①</sup>で検討した内容をもとに、回収方法・回収日程・回数・支払い額の取り決めなど、具体的な内容を協議しましょう。

3

登録回収事業者と契約を結びます

回収内容を決定し、契約を結びます。  
※契約書の書式例は、「ちとせ環境と緑の財団」にもありますので参考にしてください。

4

参加登録をします

表2 登録回収事業者

事業者名	連絡先
(有)イワオ	☎(23)3868
(株)エヌ・ケー エンジニアリング	☎(42)1585
岡田商店	☎(24)4005
協業組合カンセイ	☎(23)1712
(株)クリーン開発	☎(24)7787
千歳資源再生業協会	☎(27)7244
北海道建設サービス(株)	☎(27)8088

(50音順)

● 新しい「集団資源回収」への参加を決めていて、回収事業者が決まっていない団体は「ちとせ環境と緑の財団」にお問い合わせください。

表1 資源物の回収方法

回収方法	便利な点(○)と不便な点(▲)
資源庫回収	○資源物を家庭で保管する必要がありません ▲資源物を保管庫まで運ぶ必要があります ▲団体は、保管庫の設置場所を確保し、回収までの間、資源物を管理する必要があります
拠点回収	○保管庫を設置する必要がありません ▲一時的に資源物を集める場所を確保し、その場所を周知する必要があります ▲回収の際、団体は資源物を見守る必要があります
戸別回収	○資源物を運ぶ手間がありません ▲資源物の管理や分別などは、個人の責任で行う必要があります ▲登録回収事業者の手間がかかるため、団体の収入はほかの方法と比較して少なくなります